

【韓国】「低出産・高齢社会基本法」の「人口戦略基本法」への全面改正

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2026 年 6 月 9 日、「低出産・高齢社会基本法」が「人口戦略基本法」へと全面改正され、政策の基調が、従来の少子高齢化対策から、人口構造の変化全般への対応に転換された。

1 背景と経緯

韓国における合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子供の数の平均値）は、2000 年代以降、急激に低下し、2002 年には 1.17 を記録するなど、世界最低水準まで落ち込んだ。これを受けて、韓国では 2005 年 5 月、少子高齢化対策の基本法となる「低出産・高齢社会基本法」¹（以下「旧法」）が制定され、同年 9 月に施行された²。旧法により、政府が中長期的な視点を踏まえた「低出産・高齢社会基本計画」を 5 年ごとに策定すること（旧法第 20 条）が定められたほか、大統領の下に、大統領を委員長とし、少子高齢化対策に関する重要事項を審議する「低出産・高齢社会委員会」（委員長を含む 25 人以内で構成）が設置された（旧法第 23 条）。

しかし、旧法制定後、政府が第 1 次から第 4 次にわたる基本計画に基づいて少子化対策に取り組んできたにもかかわらず、韓国の合計特殊出生率は低下し続け、2023 年には 0.72 を記録するに至った。2024 年 6 月 19 日、尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領（当時）は、自身が主宰した低出産・高齢社会委員会の会議において「人口国家非常事態」を宣言するとともに、国の総力を挙げて人口問題に取り組むため、政府全体の人口政策を総合調整する司令塔の役割を担う部（部は日本の省に相当）を新たに設置する意向を明らかにした³。政府が同年 9 月 24 日に「人口戦略企画部設立推進団」を発足させて部の新設に係る準備を本格化させる一方で、国会においても、部の新設に係る複数の関連法案が提出された。

その後、2025 年 4 月 4 日に前年 12 月 3 日の非常戒厳宣布を理由として尹大統領が憲法裁判所の決定により罷免されたため、部の新設に係る議論は、同年 6 月 4 日に発足した次の李在明（イ・ジェミョン）政権に引き継がれた。李在明政権では、部を直ちに新設するのではなく、まずは既存の委員会の権限を強化する方向で議論が見直され、それに合わせて国会の法案審査においても、最終的に低出産・高齢社会委員会を「人口戦略委員会」に改編する方向で関連法案

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 7 月 13 日である。

¹ 「저출산·고령사회기본법 (법률 제 7496 호)」本稿において、韓国法令の原文は国家法令情報センターウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。

² 白井京「短信：韓国 低出産・高齢社会基本法の制定」『外国の立法』No.225, 2005.8, pp.201-206. <<https://doi.org/10.11501/1000392>>

³ 「저출생 추세를 반전시키기 위한 3 대 핵심분야 총력 지원 + 사회인식 변화 노력 강화」2024.6.19. 저출산·고령사회위원회ウェブサイト <<https://www.betterfuture.go.kr/front/notificationSpace/pressReleaseDetail.do?articleId=325&listLen=10&searchKeyword=&position=S&pageIndex=25>> 低出産・高齢社会委員会は大統領の下に設置された委員会であったが、関連政策を審議する権限のみを与えられた諮問委員会であり、政府全体の人口政策を総合調整する司令塔の役割を担うには限界があったと言われている。고영준「인구감소 시대, 인구 전담 부처 설치의 쟁점과 과제」『이슈와 논점』2226 호, 2024.4.16, p.2. <http://drm.nars.go.kr:7003/sd/imageviewer?doc_id=1OxAXHdfbfr&DocId=1OxAXHdfbfr&documentId=&DOCUMENTID=&DOCUMENTID=&EdmUserId=datauser&ViewerYn=Y&type=S&fileName=KOydtOyKiOyZgOuFvOyGkCAYMjI27Zi4LTlwMjQwNDE2KeyduOq1rOqwkOyGjCDsi5zrjIDvvIwg7J246rWslOyghOuLtCDrtoDsspgg7ISk7LmY7J2YIOyfggygkOqzvCDqs7zsoJwucGRm> また、これまでの歴代政権において、人口政策に対する大統領の関心が低かったことも、人口政策の司令塔不在の批判を受ける原因になったとの指摘もある。최창용「고령화시대 정책과제와 정책 거버넌스 평가」『한국거버넌스학회보』25 권 1 호, 2018.4, p.111. <<https://www.kci.go.kr/kciportal/ci/sereArticleSearch/ciSereArtiView.kci?sereArticleSearchBean.artiId=ART002341050>>

が一本化された。2026 年 5 月 7 日、「低出産・高齢社会基本法全部改正法律案」⁴が本会議で可決され、同年 6 月 9 日に公布された（法律第 21777 号、一部の条項を除き同年 9 月 10 日施行）。

2 旧法の全面改正に伴う主な変更点

全面改正により法律の題名が「人口戦略基本法」⁵（以下「新法」）に改められた。新法は全 5 章（本則 48 か条及び附則 10 か条）から成る。旧法からの主な変更点は次のとおりである。

（1）法律の目的規定の変更

旧法では、「低出産及び人口の高齢化に伴う変化に対応する低出産・高齢社会政策」に係る事項について規定することとされていたが（旧法第 1 条）、新法では、「低出生、高齢化、地域別人口の不均衡分布、家族形態の多様化、人口の国家間移動等に伴う人口構造の変化に対応する人口戦略」に係る事項について規定することとされた（新法第 1 条）。これにより、当該政策の射程範囲が、従来の少子高齢化対策から、人口構造の変化全般へと拡大された。

（2）基本計画の名称及び策定者の変更

旧法では、5 年ごとの基本計画を策定するのは政府とされ、保健福祉部長官が関係中央行政機関の長と協議して基本計画案を作成することとされていた（旧法第 20 条）。新法では、基本計画の名称が「人口戦略基本計画」に改められるとともに、（3）で後述する「人口戦略委員会」が、人口政策の中長期の政策目標及び方向（性）を設定し、関連予算の戦略的投資を行うために、関係中央行政機関及び地方公共団体の長と協議して基本計画を策定することとされ、基本計画の策定者が政府から同委員会に変更された（新法第 32 条。以下、条名は新法のもの。）。

（3）委員会の名称の変更及び規模の拡大

低出産・高齢社会委員会の名称が「人口戦略委員会」（以下「委員会」）に改められるとともに、委員会の規模が、委員長（大統領）及び副委員長各 1 人を含む 40 人以内に拡大された（第 36 条）。また、新法では、広域自治体（日本の都道府県に相当）レベルの地方公共団体にも委員会の設置を可能とする根拠規定が新設された（第 38 条）。

（4）委員会の権限の強化

前述のとおり、基本計画の策定者が政府から委員会に変更されたことに加え、関係中央行政機関の長に対し、各関係中央行政機関が所管する人口関連事業への投資に係る方向性及び優先順位について、毎年 1 月 31 日までに委員会に意見を提出し、4 月 30 日までに次年度の当該事業への投資に係る方向性及び優先順位について委員会と協議すること、並びに当該協議に基づいて作成した当該事業に係る予算要求書を、5 月 31 日までに企画予算処（予算を所管する中央行政機関）長官に提出することが義務付けられた（第 34 条）。

他方、委員会に対しては、各関係中央行政機関からの意見を検討し、国全体の総合的な観点から、次年度の当該事業への投資に係る方向性、優先順位等に関する意見を毎年 6 月 30 日までに企画予算処長官に提出することが義務付けられた（第 34 条）ほか、毎年人口政策についての調査、分析及び評価を実施することが義務付けられた（第 41 条）。各関係中央行政機関及び地方公共団体の長は、特別な事情がない限り、その結果を所管人口政策に反映させなければならない（同条）。

⁴ 「[2218838] 저출산·고령사회기본법 전부개정법률안 (대안) (보건복지위원장)」本稿において韓国の法律案の原文は議案情報システムウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill/>> を参照した。

⁵ 「인구전략기본법 (법률 제 21777 호)」